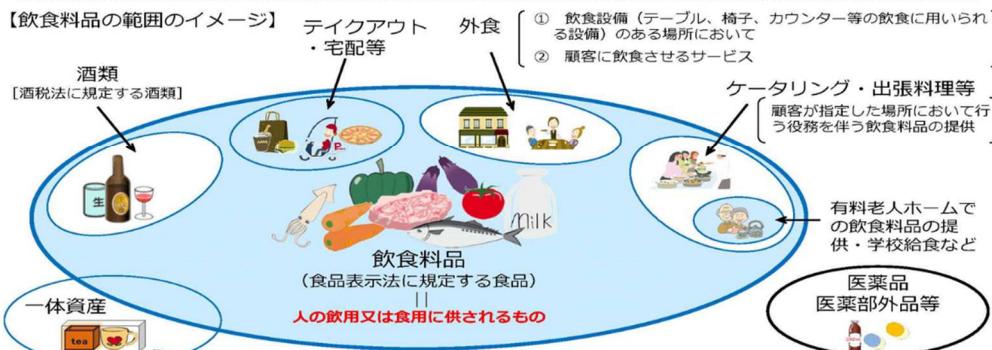


## 消費税軽減税率制度の対象品目

### 軽減税率制度の対象品目

① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食等を除く）

② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡



「一体資産」とは、紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一體となっている資産で、その一體となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。  
「一体資産」のうち、**税抜価格が1万円以下**であって、**食品の価額の占める割合が2/3以上**の場合、**全体が軽減税率の対象となります**（それ以外は全体が標準税率の対象となります）

出典:財務省資料

## TAX ニュースレター

東栄税理士法人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2019/09月号

## 消費税増税に伴う中小事業者特例は濫立

### 税額計算の特例が濫立

半信半疑だった消費税の増税と複数税率の導入がいよいよ10月から始まります（複数税率、イボイボ等は2018.06～08号参照）。キャッシュレスポイント還元なども濫立し複雑怪奇になっていますが、今月はその他多数創設されている消費税の細かい特例制度について解説したいと思います。

これらの特例は複数税率への早急な対応が「困難な中小事業者（基準期間売上高が5000万円以下）に限られ、「困難」の度合いは問われませんので実質有利選択ができる」というのがポイントです。

まず売上税額の計算については4年間  
①仕入れの税率比率を売上の税率比率にする（卸売業小売業のみ）②10日間の税率比率を1年分にする③8%と10%を半分の比率にする（8%が概ね過半数占める場合のみ）、の3つの特例が設けられます。

### 簡易課税制度の特例も

また、仕入税額の計算についても原則1年間売上の税率比率を仕入れの比率にする（卸売業小売業のみ）という特例が設けられます。

さらに、これ以外に**簡易課税制度の選択について増税後約1年間だけ事後選択（提出した課税期間から適用）できる**という特例もできます。これもつまりは**届出を出さずに原則でやってみて簡易の方が有利だったら期末までに選択する**という有利選択が実質できるということになります。

増税、複数税率、ポイント還元だけでも大変なのにこれだけの特例制度が一気に導入。混乱は目に見えますし、有利選択できる→損をする事業者もたくさん出るでしょう。なお、**これらの特例の影響を受けるのは上図にあるような取引が複数税率になる飲食店小売店等ですが、簡易課税制度の特例はどの中小事業者にも当てはまります**ので注意しましょう。

## 今月のコメント

最近は時代の流れに乗ってYouTubeを見る機会が増えているのですが、テレビにも負けない優良なコンテンツが増えている気がします。最近のお勧めは「パーソナルヒューマン」オリエンタルラジオの中田さんがやっているYouTube大学という番組。色々なネタをやってはいますが至極真面目な内容をお話されています。政治や現代史などテレビで扱いにくいお題も積極的に発信されているので非常に興味深いです。（お勧めは消費税増税の闇の回。）それにしてもこのような内容をYouTubeなどで見るといかに今のマスコミが偏った内容を発信しているのかが感じられ恐ろしくなります。ネットの最大の功績は情報がよりオープンになったことでしょう。量が増えすぎて偽情報も濫立しますが、ないよりはマシです。

## 税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人